

「一般競争入札 ファイナリス(1.5T MRI 一式)」に係る質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	<p>無償譲渡条件となりますので、固定資産税分は賃貸借料に含めない金額を入札額とするとの認識にて問題ございませんでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>弊社は、賃貸借契約に基づく賃貸借期間満了後の物件の譲渡に先立ち、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行規則第170条の定めに基づき、物件を貴社に譲渡する旨を物件の製造販売業者に対して通知します。 その際、当該製造販売業者より物件に関する指示事項があった場合には、貴社の責任と費用負担において当該指示事項を遵守し、対応して下さるようお願い申し上げます。 また、当該製造販売業者より物件の譲渡を不可とする指示がなされた場合には、賃貸借契約の定めにかかわらず、同法上、弊社は物件を、貴社に譲渡することができませんので、ご承知おき頂きたいと存じます。なお、この場合でも、弊社は貴社に対し、補償等一切の責任を負うことが出来ず、上記対応について、ご了解頂きたく、お願い申し上げます。</p>	<p>法令遵守にてご対応の程、宜しくお願い致します。</p>
3	<p>賃貸借契約書 (保守業務等) 第4条2について「乙は、修理に関する業務を製造元等第三者に委託することが出来る。」と記載されておりますが、保守及び修理について、本契約に含まれていない、との理解で宜しかつただでしょうか。又、保守については貴院が製造元等と保守契約を締結するとの理解で宜しかつただでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>